

一般社団法人日本サッシ協会流通情報会員規約

（目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本サッシ協会（以下、「本協会」という。）の流通情報会員の地位、入会及び退会、並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

（流通情報会員の資格）

第2条 流通情報会員は、本協会定款第5条に定める会員としての資格を有しない。

- 2 流通情報会員は、本協会が定めるところにより、本協会のサイトに自らアクセスして、本協会が流通情報会員用に提供する情報を閲覧することができる。
- 3 流通情報会員の資格は、事業所（支店、営業所、出張所など名称の如何を問わない。以下、同じ。）で付与されるものとし、1事業者（法人、個人を問わない。）が複数の事業所を有する場合、流通情報会員たる資格は次条の規定に基づき入会手続きを行ったその事業所が保有するものとする。
- 4 流通情報会員の資格は、日本国内に事務所を有しかつ日本国内において事業活動を行っている法人又は個人に付与されるものとし、日本国内に事務所を有せず又は日本国内において事業活動を行っていない法人、個人は、流通情報会員の資格を取得することができない。
- 5 流通情報会員の資格は、譲渡することができない。

（入会手続）

第3条 流通情報会員になろうとする者は、本協会の定めるところにより、本規約の内容を理解してこれを承認のうえ、入会の手続きを行ない、次条の年会費の支払をした月の翌月1日をもって流通情報会員の資格を取得する。

（入会金及び会費）

第4条 流通情報会員の入会金は不要とする。

- 2 流通情報会員の会費は、年会費 30,000 円とし、前条第1項の流通情報会員の資格取得の月から、翌年の応答月の前月（流通情報会員資格満了月）までの会費とする。
- 3 流通情報会員の年会費は、本協会の理事会の決議により予告なく将来に向かって変更することがある。
- 4 流通情報会員が流通情報会員たる地位を継続しようとするときは、流通情報会員資格満了月の末日までに、本協会の定めるところにより年会費を支払って流通情報会員資格を継続することができる。

- 5 流通情報会員が前項の継続の手続きを行わなかったときは、流通情報会員資格満了月の末日をもって、その資格を失うものとする。
- 6 流通情報会員は、本協会の定めるところにより、本協会に申し出て、退会をすることができる。この場合、すでに支払った年会費は返還しない。

(遵守事項)

第5条 流通情報会員は、本協会が定める「会合における競争法遵守に係るガイドライン」を遵守しなければならない。

- 2 流通情報会員は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - ① 協会の名誉を害し信用を傷つけるようなことをしないこと。
 - ② 協会の円滑なる運営を妨げるような行為をしないこと。
 - ③ 不当競争により、本協会の会員（定款第5条）もしくは他の流通情報会員に損害を与えたり、又は与える恐れがある行為をしないこと。
 - ④ 品質の維持向上を図り、サッシ、ドア、シャッターその他の開口部建材及びエクステリアに関する業界及び事業の信用を失墜しないように努めること。
 - ⑤ 流通情報会員として提供される情報・コンテンツ・資料等について、本協会の事前の書面による承諾なく、第三者への譲渡、転載、販売、再配布など二次利用をしないこと。
 - ⑥ 本協会の名称、ロゴマーク、その他本協会に関係する表示を、本協会の事前の許可なく使用しないこと。
 - ⑦ 本協会の事前の許可なく、入会申出時に届け出た所在地以外の国や地域での情報閲覧やコンテンツの利用を行わないこと。
 - ⑧ 所在地変更や追加の際は、事前に本協会に相談し、本協会の指示に従うこと。
 - ⑨ 自らの責任において提供されたアカウント情報を厳重に管理し、第三者に貸与又は漏洩しないこと。
 - ⑩ その他協会の理事会の定める事項に従うこと。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第6条 流通情報会員になろうとする者は、入会の申込みに際し、本協会に対し、入会申込時において、自ら（流通情報会員になろうとする者が法人の場合は、代表者、役員又は流通情報会員になろうとする者の経営を実質的に支配する者を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 本協会が流通情報会員になろうとする者又は流通情報会員について、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3 本協会は、流通情報会員になろうとする者が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、その入会申込みを拒否することができる。

(除名及び損害賠償)

第7条 流通情報会員が前二条の規定に違反したとき又は流通情報会員が以下のいずれかに該当するときは、本協会は、理事会の決議により流通情報会員を除名することができる。

- ① 流通情報会員が暴力団等反社会的勢力に属すると判明したとき。
 - ② 流通情報会員（流通情報会員が法人の場合は、代表者、役員又は流通情報会員の経営を実質的に支配する者を含む。）が拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建設業法に違反して罰金刑に処せられたとき。
 - ③ 流通情報会員として入会した者が日本国内に事務所を有しないこと又は日本国内において事業活動を行っていないことが判明したとき、又は日本国内に事務所を有しなくなり又は日本国内において事業活動を行わなくなったとき。
- 2 除名した流通情報会員が納入した会費その他の拠出金は返還しない。

(改正)

第8条 この規約は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第9条 この規約の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本協会と流通情報会員又は流通情報会員となろうとする者との間の争訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(準拠法)

第11条 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものとする。